

■ その他配慮を要する事項

(1) その他検討を要する経路

「かまくらみち」は、いずみ中央駅・立場駅周辺地区部会において、「歩行者が多いものの現状で歩道が整備されていない」等の問題点が多く挙がりました。しかし、歩道を設置するためには用地買収を伴う大規模な整備が必要であり、現状を踏まえると早期の解決は難しい状況です。このため、立場駅から立場地区センターまでの生活関連経路は、経路7から経路9を通るルートを設定し、「わかりやすい案内板の設置」を事業として位置づけました。

今後、バリアフリー化された経路を確保するために、並行する都市計画道路の整備の進捗を踏まえて検討していきます。

(2) 建築物のバリアフリー

建築物内のバリアフリー化については、建築物の所有者、管理者、占有者（テナント）の三者が協力してバリアフリー化する必要があり、建替え等の大規模な改修の機会でなければ整備が実施できない等のケースもあります。

そのため、本基本構想において生活関連施設として設定した建築物については、建築主等が建築物移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、できるところからバリアフリー化を図っていきます。また、建替え等の大規模な改修等の機会を捉えて、同基準へ適合するよう検討を行います。

■ 基本構想策定後の事業推進にあたって

- 円滑な各種特定事業計画の策定と事業の実施を推進します。
- 事業の進捗管理や事業評価の方法について検討します。
- 事業の進捗管理や事業内容について、広く市民の皆様にお知らせするように努めます。
- 新たな技術開発の動向を踏まえ、必要に応じてバリアフリー化のための事業の見直しを検討します。

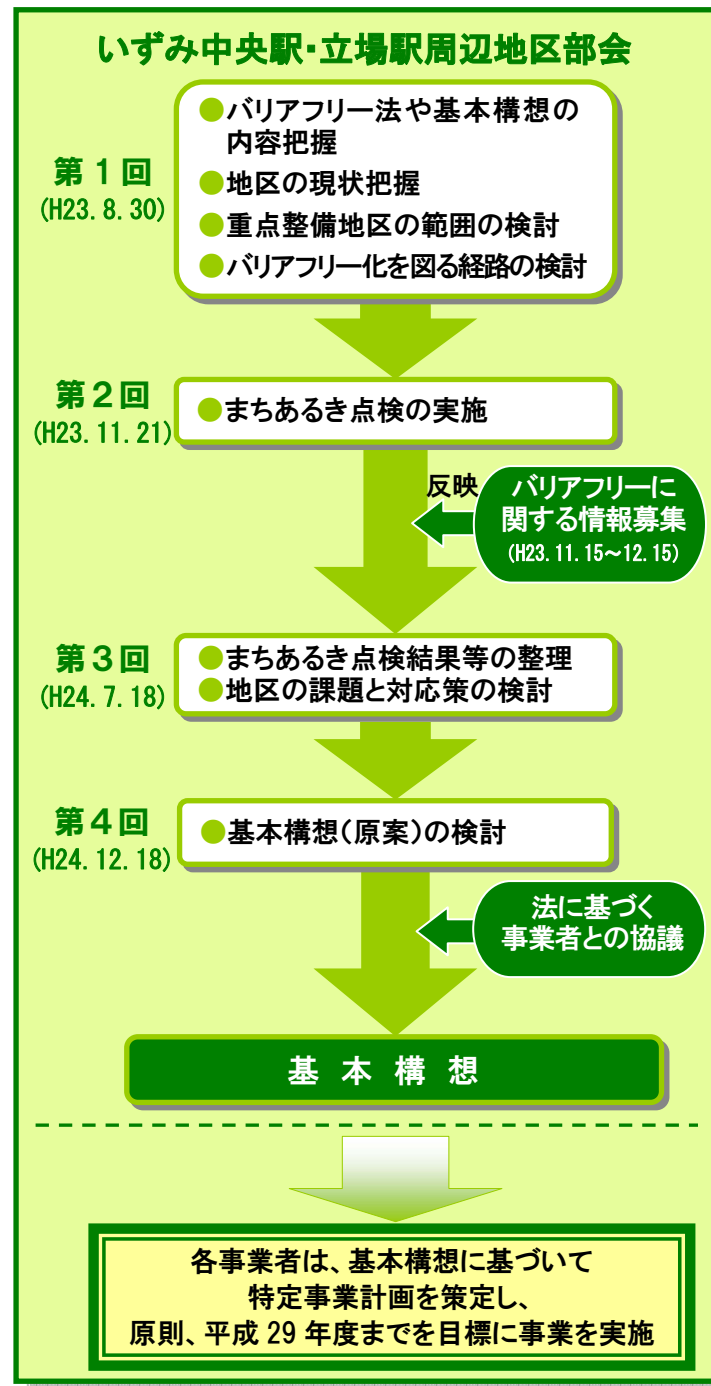
〈お問い合わせ先〉

- 横浜市道路局計画調整部 企画課交通計画担当
〒231-0017 横浜市中区港町1-1
TEL: 045-671-4086 FAX: 045-651-6527 E-mail: do-barrierfree@city.yokohama.jp
- 泉区役所区政推進課 企画調整係
〒245-0016 横浜市泉区和泉町4636-2
TEL: 045-800-2332 FAX: 045-800-2505 E-mail: iz-kusei@city.yokohama.jp

詳しく御覧になりたい方は、道路局企画課、泉区役所区政推進課、及びホームページにて、基本構想の閲覧を行っています。(ホームページ: <http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/plan/bf/izumityuotateba/>)

■ これまでの経緯と今後の進め方

学識経験者、高齢者・障害者等の市民の方々、関係する事業者・行政機関等から構成されるいずみ中央駅・立場駅周辺地区部会を設置し、検討を進めてきました。



いずみ中央駅・立場駅周辺地区

バリアフリー基本構想

概要版

横浜市では、平成18年12月の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の施行を受け、基本構想の策定など様々なバリアフリー施策を推進しています。

これまで12地区（関内駅、鶴見駅、横浜駅、新横浜駅、三ツ境駅、戸塚駅、上大岡駅・港南中央駅、都筑区タウンセンター、星川駅、本郷台駅、大口駅・子安駅、二俣川駅の各駅周辺地区）を対象に基本構想を策定し、鉄道駅等の公共交通機関と駅周辺の歩行空間等のバリアフリー化に向けた環境整備を進めています。

このたび、泉区の生活拠点として公共施設、文化施設、福祉施設、商業施設等の不特定多数の人が利用する施設が集積しているいずみ中央駅・立場駅周辺地区を対象に、「バリアフリー基本構想」を策定しました。



■ いずみ中央駅・立場駅周辺地区バリアフリー基本構想における重点整備地区の範囲

いずみ中央駅及び立場駅からの徒歩圏と考えられる駅から概ね半径 500m の範囲には、「泉区総合庁舎」、「いずみ中央地域ケアプラザ」、「立場地区センター」などの公共施設や福祉施設、その他複数の商業施設や金融機関が立地しています。

これらの主要な施設を含む範囲を重点整備地区に設定し、バリアフリー基本構想を策定しました。

参考

○ バリアフリー法とは・・・

高齢者、障害者、妊婦、けが人等の、移動や施設利用の利便性と安全性の向上を図るため、次の2つの大きな柱によりバリアフリー化を推進するものです。

【公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化の推進】

公共交通機関（駅・バスターミナル等の旅客施設、鉄道車両・バス等の車両）、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主等の施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー整備基準（移動等円滑化基準）」への適合を義務づけます。また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課せられます。

【重点整備地区のバリアフリー化の推進】

市町村は、バリアフリー法に基づき、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区等で、高齢者、障害者などが利用する施設が集まり、施設間の移動が通常徒歩で行われる地区(重点整備地区)において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、「バリアフリー基本構想」を作成します。

○ バリアフリー基本構想とは・・・

重点整備地区において、鉄道駅等の公共交通機関、道路や公園等の公共施設、高齢者、障害者等が利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の範囲、バリアフリー化のために実施すべき事業(特定事業等)の内容等を定めるものです。

なお、基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、重点整備地区内のバリアフリー化の事業を実施することとなります。

横浜市では、原則、基本構想策定から5年後を目標に事業を実施していきます。

公共交通特定事業

いずみ中央駅

- 視覚障害者誘導用ブロックの改善 (JIS規格) (敷設形式)
- 構内案内図の設置
- 英語表記のある案内板の設置
- 運賃表の文字の大きさの改善
- 蹴込み対応のカウンターへの改善
- 案内板の文字の大きさ、又は設置位置の改善
- 有人改札口の拡幅
- 改札口又は出入口付近における案内板の設置
- 多機能トイレのフックの設置
- トイレのフックの改善
- トイレ出入口の段差の改善
- トイレにおける腰掛便座の設置
- トイレの案内サインの改善
- 案内線付点状ブロックの設置
- 柱に対する利用者への注意喚起
- ◇主要な設備の位置及び内容を知らせる点字の貼付又は案内の設置

いずみ中央駅前広場

- 障害者用停車スペースの確保
- 平坦性の確保及び改善
- タクシー乗り場と車道の境界部分の段差の改善
- 案内サイン(周辺案内図等)の設置
- 視覚障害者誘導用ブロックの改善 (JIS規格) (泉区総合庁舎への連続誘導)
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置 (バス及びタクシー乗り場への誘導)
- 照明柱の移設

立場駅

- 階段の段鼻の視覚的に容易な識別の整備
- 視覚障害者誘導用ブロックの改善 (敷設形式)
- 視覚障害者に対する券売機への案内の改善 (券売機が使用できない場合)
- ホームにおける案内サインの改善
- ◇主要な設備の位置及び内容を知らせる点字の貼付又は案内の設置
- ◇トイレの「空き」、「使用中」が用意に判断できるような設備の改善
- ◇多機能トイレの個室扉の軽量化
- ◇トイレ内部に関する音声案内又は点字案内板の設置

立場駅前広場

- 舗装の改善

道路特定事業

経路1

- 歩道面の平坦性の改善
- 車両乗入れ部のすりつけ勾配 (縦断)の改善
- 視覚障害者誘導用ブロックの改善 (輝度比・明度差の確保)

経路2

- 歩道面の平坦性の改善
- 車両乗入れ部における平坦部の確保

経路3

- 視覚障害者誘導用ブロックの設置 (歩道巻き込み部)

経路4

- 視覚障害者誘導用ブロックの設置 (歩道巻き込み部)
- バス待機場所の明確化
- 排水溝の蓋の改善
- 歩道面の平坦性の改善
- ◇歩道の横断勾配の改善
- ◇横断歩道と接続する歩道の平坦部の確保
- ◇バス停留所の歩道の高さの改善

経路5

- 歩道面の平坦性の改善
- 車両乗入れ部における平坦部の確保
- 横断歩道と接続する歩道の平坦部の確保
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置 (歩道巻き込み部)
- 排水溝の蓋の改善
- 車止めの撤去

経路6

- 歩道面の平坦性の改善
- 視覚障害者誘導用ブロックの改善 (横断歩道手前)
- 歩道の勾配の改善
- 歩道とマンホール等の段差の改善
- 車道とマンホール等の段差の改善
- 横断歩道と接続する歩道の平坦部の確保
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置 (歩道巻き込み部)
- 車止めの移設
- ベンチの撤去、又は移設
- 歩道の縦断勾配の改善
- 横断歩道接続部の縁端部段差の改善
- ◇歩行空間の確保

経路7

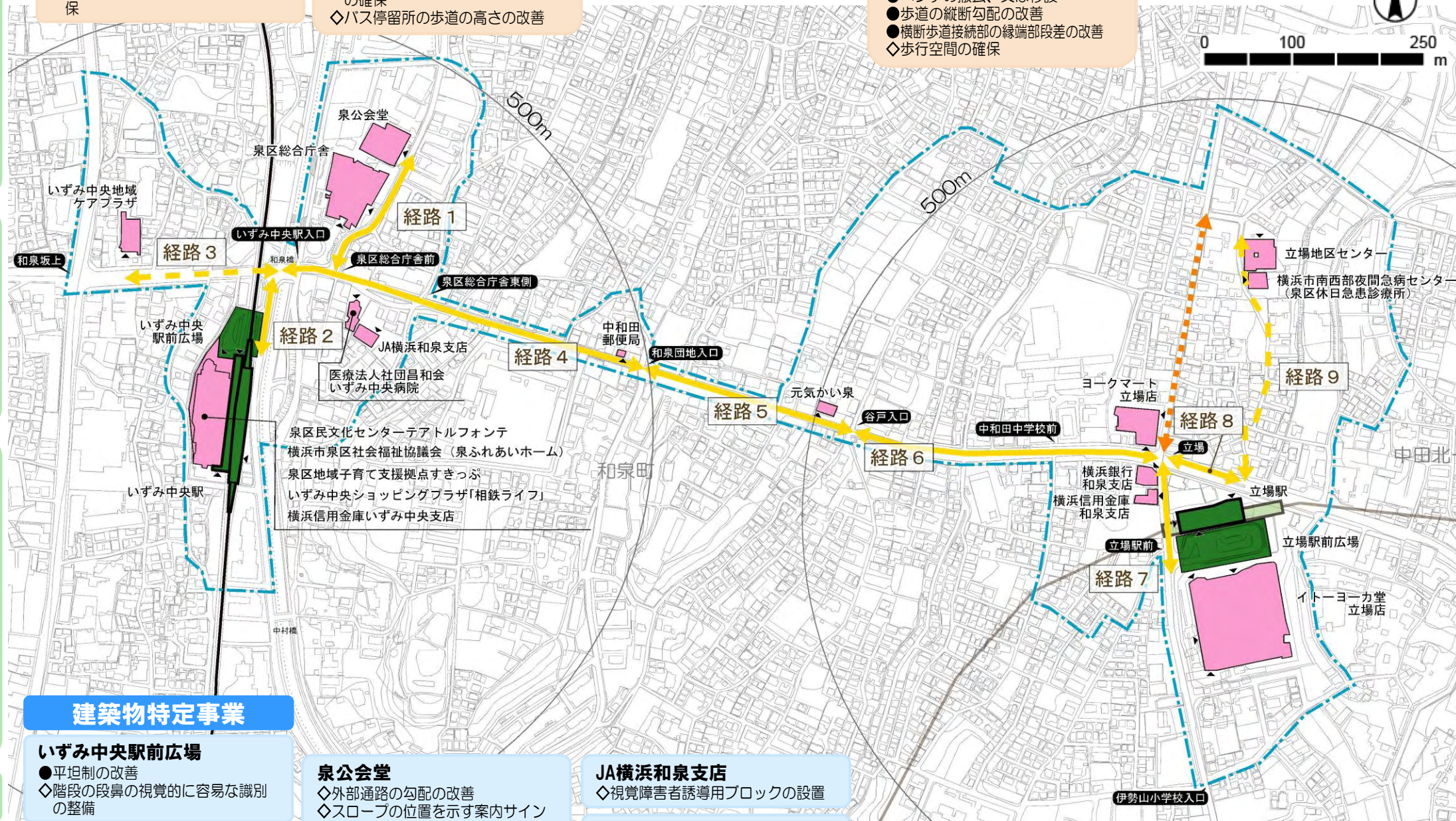
- 段差の改善 (境界杭)

経路8

- わかりやすい案内板の設置

経路9

- 歩道と車道の段差の改善
- わかりやすい案内板の設置



建築物特定事業

いずみ中央駅前広場

- 平坦性の改善
- ◇階段の段鼻の視覚的に容易な識別の整備

泉区民文化センター

- 階段の段鼻の視覚的に容易な識別の整備
- 滑りにくい床面への改善
- エレベーターへの案内サインの改善

いずみ中央地域ケアプラザ

- 視覚障害者誘導用ブロックの改善 (輝度比・明度差の確保)
- ◇視覚障害者誘導用ブロックの設置 (キャッチブロック)

泉公会堂

- ◇外部通路の勾配の改善
- ◇スロープの位置を示す案内サイン等の設置
- ◇階段の段鼻の視覚的に容易な識別の整備

泉区総合庁舎

- 自転車等の駐輪に対するマナーの啓発等の対策の実施
- 視覚障害者誘導用ブロックの改善 (輝度比・明度差の確保)
- スロープの位置を示す案内サイン等の設置
- 排水溝の蓋の改善 (ボルト止め部)
- ◇排水溝の蓋の改善の検討

JA横浜和泉支店

- ◇視覚障害者誘導用ブロックの設置

横浜銀行和泉支店

- 自転車等の駐輪に対するマナーの啓発等の対策の実施
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置 (キャッチブロック)

横浜信用金庫和泉支店

- 視覚障害者誘導用ブロックの設置 (施設出入口)

イトーヨーカ堂立場店

- 視覚障害者誘導用ブロックの設置 (キャッチブロック)

生活関連経路

- ◇音響式信号機等の設置
- ◇違法駐車取締りの強化
- ◇違法駐車防止に関する広報、啓発活動の推進
- ◇標識、表示の視認性の確保
- ◇交通規制の実施

経路4

- 自転車横断帯の廃止及び横断歩道設置位置の検討
- ◇音響式信号機の設置

交通安全特定事業

経路5

- 自転車横断帯の廃止及び横断歩道設置位置の検討

経路6

- 自転車横断帯の廃止及び横断歩道設置位置の検討
- ◇音響式信号機等の設置

< 凡例 >

- 重点整備地区 (48ha)
- 生活関連経路 (A)
- 生活関連経路 (B)
- その他の経路 (かまくらみち)
- 生活関連施設 (交通施設)
- 生活関連施設 (建築物)
- 鉄道路線・駅
- 施設出入口
- 交差点名称

●平成29年度までを目標に実施

◇今後機会を捉えて整備を検討

■生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設。

主として、「①高齢者や障害者等を含む不特定多数の人が利用する施設であること」かつ「②その施設へ至る手段が、主に駅からの徒歩によること」という条件を満たす施設。

■生活関連経路 (A)

生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った整備を実施する経路、または、すでに両基準に沿った整備がなされている経路。

■生活関連経路 (B)

生活関連経路のうち、地形や市街化の状況等、その地域固有の制約のため、生活関連経路(A)に設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路(横浜市独自の取り組みとして設定)。

